

平成23年度 統計法施行状況報告

(緊急ニーズへの対応関連部分の抜粋)

次頁以降の表中における「実施済・検討中等の別」の区分については、以下のとおり。

ア「実施済」：平成23年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの

イ「実施予定」：平成23年度末までには実施に至らなかったものの、現行の基本計画期間である平成25年度末までには実施済みとなることが見込まれるもの

ウ「実施予定」：現行の基本計画期間である平成25年度末までに実施することは困難と考えられるものの、次期基本計画期間以降には実施可能と見込まれるもの

エ「実施困難」：検討の結果、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施は困難なもの

オ「検討中」：実施の可否の判断を含め、平成24年度も引き続き検討が必要なもの

カ「継続実施」：「平成 年度から実施する」のように、基本計画では実施時期に具体的な期限が設定されておらず、毎年度、継続的に措置・取組を講ずることが求められているもの

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 オ 緊急ニーズへの対応	○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。	関係府省	平成21年度から実施する。
	○ 上記により難く、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。	総務省	平成21年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 東日本大震災において、以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年国勢調査(速報)及び平成 21 年経済センサス-基礎調査に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における浸水による被災地域の統計地図を作成し、各県に提供するとともに、統計局等ホームページに掲載。 平成 21 年経済センサス-基礎調査について、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における全域及び浸水による被災地域に関する特別集計を実施。また、これらの県における町丁・大字別の産業別全事業所数及び従業者数等について、他の都道府県結果に先立ち公表・提供した。 平成 22 年国勢調査について、岩手県、宮城県及び福島県における町丁・字等別の男女・年齢別人口等並びに産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施。また、これらの県における確報値について、全国結果に先立ち公表・提供した。 住民基本台帳を活用し、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした東日本大震災後の人口移動への影響について特に分析を行い、各県、関係機関に公表・提供した。 平成 24 年就業構造基本調査について、東日本大震災と雇用との関係を把握するため、震災による離職等の状況や避難の状況を追加。 平成 25 年住宅・土地統計調査について、有識者を含めた「平成 25 年住宅・土地統計調査に関する研究会」を開催し、震災による住居の移転なども含め新規調査事項について検討中。 <p>【総務省(統計局)】</p> <p>○ 以下について資料を作成し、ホームページで公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災における津波により流失、冠水等の被害を受けた農地の推定面積(県別及び市町村別) 東日本大震災に伴う被災4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の農業産出額 東日本大震災に伴う被災地域における市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数 東日本大震災と農林水産業基礎統計データ(図説) 東日本大震災による農業経営体及び漁業経営体の被災・経営再開状況(平成 23 年7月 11 日現在) 東日本大震災に伴う被災6県における津波被災市町村及び津波被災農業集落の主要データ 東日本大震災に伴う被災7道県における漁業地区別漁業経営体数、漁業就業者数、養殖種類別経営体数と養殖面積、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数等 東日本大震災に伴う農林水産統計の対応について一覧で整理し、毎月情報提供 東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積(平成 24 年3月 11 日現在) 東日本大震災による農業経営体及び漁業経営体の被災・経営再開状況(平成 24 年3月 11 日現在) <p>○ 被災農業経営体及び漁業経営体の経営復興状況に関する定点調査の実施及び被災地域の農業産出額等の市町村別統計の作成について検討を開始。【以上農林水産省】</p> <p>○ 平成 23 年3月 11 日の東日本大震災に関連して、被災地域の産業規模についての既存統計の特別集計、被災地及び被災地以外で分けて作成した鉱工業生産指数(試算値)等、被災地域の状況や復興状況を分析するための資料を作成し、専用ホームページに整理して随時追加公表した。【経済産業省】 [他府省では、平成 23 年度における該当実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 直接該当する承認申請事例はなかったが、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応予定。</p>	継続実施	—	

8 東日本大震災関係

平成23年3月11日に発生した東日本大震災が公的統計に与える影響への対処の一環として、総務省政策統括官（統計基準担当）部局は基幹統計の報告義務の免責措置や、統計調査の実施・変更承認手続の弾力的な運用に係る文書を同月15日付けで各府省に通知した（資料16参照）。また、各都道府県に対しては、同日付けで承認手続の弾力的運用の実施について周知するとともに（資料16参照）、同月23日付けでその手続の詳細について通知した（資料17参照）。

同年4月8日には樋口統計委員会委員長が、東日本大震災に伴う特別の措置を講じた場合の措置等に係る統計委員会委員長談話を公表し（資料18参照）、それを踏まえて、同月15日には、総務省政策統括官（統計基準担当）部局が震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項を公表した（資料19参照）。（震災以後の統計行政における主な動きについては資料15参照）

（1）東日本大震災の影響への対応状況

各府省は、震災対応に係る情報を共有しつつ、震災後に実施する統計調査について、被災地域を調査対象から一時的に除外すること、加工統計の作成に用いる統計を変更することなどの措置を講じた。震災発生後から平成24年3月31日までの間に行われた基幹統計調査における特別の措置の実施状況については、資料20のとおりである。

また、これらの特別の措置を講じた場合、時系列比較を行いやすいよう遡及して被災地域を除く結果を提示する、被災地域の統計データを補完推計する等の対応が行われた。

（2）東日本大震災に係る統計データの提供

総務省、農林水産省及び経済産業省を始めとした各府省においては、調査結果により、被災に係る統計の公表が行われた（資料21参照）。

資料 15 東日本大震災以後の統計行政における主な動き

月 旬	国民に向けた対応	政府部内における対応
3月中旬	<p>◇ 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平23政19。以下「指定政令」）の公布、即日施行（3/13）により、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行が免責</p>	<p>◇ ①基幹統計調査の報告義務にも、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責措置が適用（適用範囲は全国）されることや、②統計法に基づく統計調査の実施・変更承認手続に関して、弾力的な運用を行う方針であることを、総務省政策統括官（統計基準担当）から各府省に周知（3/15）</p>
3月下旬	<p>◇ 以後、各府省において、月次統計調査等の実施・結果公表に際し、被災地の一部を対象から除外するなどの特別の措置を実施した場合、その内容を公表</p> <p>（例：2月分速報結果に、岩手県、宮城県及び福島県の調査票が利用できないため、3県分を除外して集計することを予め公表（3/25 労働力調査））</p> <p>等</p>	<p>◇ 審査手続きの簡素化など、弾力的な運用の詳細を、総務省政策統括官（統計基準担当）から各府省に通知（3/23）</p> <p>➢ 基幹統計調査の本災害に起因する変更については、まず、メールにより連絡し、状況が落ち着き次第、公文書による変更申請を行えば良いこと。また、統計委員会の諮問については、「軽微な事項」として取り扱うこと</p> <p>➢ 一般統計調査については、調査対象範囲の変更等に加え、災害に起因するその他の変更も承認手続を不要とすること</p> <p>◇ 上記の通知を受けて、各府省は、機動的に調査対象地域・集計範囲等の一部を変更（月次の基幹統計調査21調査のうち、4月時点で特別の措置を講じたもの7調査。また、年次・周期調査を含め、これまでに5件を「軽微な事項」として統計委員会に報告）</p>
4月上旬	<p>◇ 統計委員会委員長談話の公表（4/8）</p> <p>① 震災に伴う特別の措置（調査対象・時期等や集計事項・方法等の変更）を講じた場合、その情報を開示</p> <p>② この情報開示に当たっては、除外地域の集計上の取り扱いや、集計に及ぼす影響に留意</p> <p>③ 震災への対応状況を可能な限り記録し保存</p>	<p>◇ 各府省統計主管課長等会議幹事会において、3月23日付け統括官室通知及び4月8日付委員長談話について周知を図るとともに、震災に伴う調査実施や、集計・公表への影響について、各府省への情報の共有を実施（4/6）</p>
4月中旬	<p>◇ ①政府全体としての情報共有、②震災を踏まえた特別の対応に関する情報の明示、③調査結果と併せて公表する事項、④記録の保存等を内容とする統計調査結果の情報提供等に当たっての留意事項を、総務省政策統括官（統計基準担当）から各府省に通知するとともに、HPにおいて公表（4/15）</p>	
4月下旬以降	<p>◇ 各府省の対応状況の一覧をHPにおいて公表。7月以降、毎月更新（別添参照）</p>	<p>◇ 各府省統計主管課長等会議幹事会において、被災地における調査の実施・変更の状況や、集計結果の公表方法等に関する情報の共有を実施</p>
9月下旬	<p>◇ 平成22年度統計法施行状況に関する審議結果についての統計委員会委員長談話において、右記の①及び②に留意するよう意見を付した旨言及（9/22）</p>	<p>◇ 第49回統計委員会で示された「平成22年度統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果」において、①被災により調査対象地域の一部を除外等した場合、可能な限り補完的、補足的な調査や推計などを実施し、②全国集計値の時系列データの分析等において、利用者の誤解を招かないよう、上記に関する情報を適切に公表・保存するよう意見が付された（9/22）</p>

資料 16 平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について

総政企第 82 号の 1

平成23 年3 月15日

各府省統計主管課長等会議担当課長 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官

平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）

- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害については、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）により、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第 2 条第 1 項の特定非常災害として指定され、平成 23 年 3 月 11 日を特定非常災害発生日とすること、特定非常災害特別措置法第 4 条に規定する「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」が適用されること、及び当該免責に係る期限は平成 23 年 6 月 30 日とすることが定められました。
この結果、平成23 年3 月11 日以降に報告期限が到来する基幹統計調査の報告義務であって、本件特定非常災害によりその期限までに履行されなかったものについては、特定非常災害特別措置法第 4 条の定める措置により、平成23 年6 月30 日までに報告を行うことによって当初報告期限内に報告が履行されなかったことの責任は問われないこととなりますので、ご連絡いたします。
- 2 今後、被害の程度が甚大な地域において、調査対象地域からの被災地域の除外や統計調査の延期を行うなど、本特定非常災害への対応のために統計調査の承認事項を変更する状況になることが想定されます。
このような場合、総務省では、統計法に基づく承認手続きに関して弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。
- 3 また、震災に対応するため緊急に統計調査を実施することが必要になる場合も考えられます。その場合も、総務省として弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。

都道府県統計主管部課長
指定都市統計主管部課長 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統 計 企 画 管 理 官

平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）

- 1 平成 23 年 3 月 11 日午後に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震（以下「本特定非常災害」という。）は、東北、関東を中心に甚大な被害をもたらしました。被災された地方公共団体の皆様に心よりお見舞い申し上げます。
今後、本特定非常災害により、被災地域における国の統計調査の実施に関し様々な対応が必要になることが想定されます。総務省では、国の行政機関（以下「調査実施者」という。）に対し、別紙のとおり通知を行っておりますので、都道府県及び指定都市におかれましては、調査実施者と連携して対応いただきますようお願い申し上げます。
- 2 都道府県、指定都市が独自に実施している統計調査につきましても、本特定非常災害への対応のため統計調査の届出事項を一時的に変更せざるをえない状況になることが想定されます。このような一時的な変更の対応を行う場合、総務省では、統計法に基づく届出手続きに関して弾力的な対応を行うことといたしますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。
- 3 また、都道府県、指定都市において、緊急に独自の統計調査を実施することが必要になる場合も考えられます。その場合の届出手続きについても、総務省として、弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。

【参考1】

(政令協議時の添付資料)

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令案の趣旨

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の平成23年東北地方太平洋沖地震においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であり、政府としても、緊急災害対策本部を設置し（これまで設置事例なし）対応に当たっているところ。
- このように大規模な非常災害である「平成23年東北地方太平洋沖地震」について特定非常災害とするとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令案の概要

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定する。
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長
 - ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責
 - ③ 法人の破産手続開始の決定の特例

3 今後の予定

- 平成23年3月13日 閣議

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(平成八年六月十四日法律第八十五号)

最終改正：平成二〇年五月二三日法律第四〇号

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあつて

は、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。)により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

- 2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。
- 3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

- 2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。
- 3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。
- 4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定に

かかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

附則 (略)

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一九）

本号で公布された 法令のあらまし

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一九号）
（内閣府本府）

1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。
2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

- (一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
 - (二) 期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置
 - (三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

（法第五条第一項の政令で定める日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

法務大臣 江田 五月

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成21年3月9日
統計委員会決定

- 1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

①～⑥（略）

⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期

⑧、⑨（略）

(2)（略）

- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

各府省統計主管課長等会議幹事会 構成員各位

総務省政策統括官（統計基準担当）付

統計企画管理官付総括担当

平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応 に係る統計調査の審査手続について

標記については、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）」（平成 23 年 3 月 15 日付け総政企第 82 号の 1）により通知したところですが、当該通知の「2」に記載している「弾力的な運用」については、下記のとおり対応することとしておりますので、お知らせします。

記

基幹統計調査

- 1 既に承認されている統計法第 9 条第 2 項各号の事項を記載した調査計画について、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害（以下「本災害」という。）に伴う変更が生じた場合には、メール又はファックスにより、その内容を担当する統計審査官室までお知らせください。（具体的な変更内容が決まっていない場合には、まず、変更がある旨の連絡をいただき、その後、随時御連絡をいただければ結構です。）
- 2 公文書による変更申請は、状況が落ち着いた後、速やかに行ってください。
- 3 公文書による申請に当たって、調査票、調査票の新旧対照表、必要性に関する書類及び利用実態に関する書類の添付は不要とします。したがって、提出いただくものは次に掲げるものになります。
 - 1) 申請書（かがみ）及び申請事項記載書（変更箇所のみ記載した新旧対照形式のもの）【別記様式】
 - 2) 変更内容を反映した調査計画なお、調査票を変更した場合は、実際に使用した調査票について後日提出願います。
- 4 同一省で複数の調査について変更が生じる場合には、申請書（かがみ）を一つにし、調査ごとに別添とする形で一括して申請をしても構いません。
- 5 本災害による変更が、『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」（平成 21 年 3 月 9 日統計委員会決定）に掲げられた「災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期」に該当する場合はもとより、これに該当しない案件であっても、本災害に起因する変更である限りにおいては、統計法第 9 条第 4 項で定める軽微案件として取り扱うことについて統計委員会の了解を得ています。（統計法第 9 条第 4 項で定める軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとされています。）

一般統計調査

- 1 一般統計調査については、統計法第21条第1項ただし書に基づく統計法施行規則第7条の規定により、
 - ・「災害の発生に伴う調査対象の範囲の変更」(第2号)
 - ・「災害が発生した地域に係る報告を求める期間の変更」(第4号)

について、「軽微な変更」として、総務大臣の承認手続きが不要とされていることから、これに該当する案件については、申請の手続は不要です。

また、これらに該当しない場合であっても、本災害に起因する変更である限りにおいては、「前各号に掲げる変更のほか、法第二十号各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて改めて審査を行う必要がないもの」(第6号)に該当するものとして、申請の手続を不要とします。

なお、軽微な事案に該当するかどうか不明な点は担当する統計審査官にご相談ください。

- 2 本災害により統計調査を中止(今後全く行わない)する場合は、以下のとおりとします。

- 1) 中止する「一般統計調査の名称」及び「中止の時期」について、メールやファックスで構いませんので担当する統計審査官室にご連絡ください。

- 2) 公文書による中止の通知は、状況が落ち着いた後、速やかに行ってください。

【別記】

(文書番号)
○年○月○日

総務大臣 殿

行政機関の長

印

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に対応するため、○月○日に総務省に伝達した内容で、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

○○○○調査

~~~~~  
別紙

申請事項記載書

1 調査の名称

2 変更の内容

| 変更案 | 変更前 | 変更理由 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |

平成 23 年 4 月 8 日

## 東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話

東日本大震災が3月11日に発生してから1か月近くが経過したところです。被災され、また、現在も避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々に哀悼の意を表させていただきます。

我々は、国の統計行政にたずさわる統計の専門家として、今後とも被災地を含む我が国のおかれた状況をでき得る限りの確に把握し適切な政策を実施できるように、国民の皆様には統計データとして継続的に提供していくことが責務であると考えております。

国が毎月実施している統計調査については、今月(4月)以降、大震災後の調査結果を含む3月分以降の集計・公表が所管府省から行われる予定です。どのような形で公表することが、国民の皆様にとってより分かりやすく、利用しやすいものとなるのかについては、実態に照らし合わせて、関係府省間で検討を進めているところでありますが、被災地によっては、調査を実施することが極めて困難になっている地域があるとの報告も受けており、そのような現実も踏まえた対応をする必要があると思います。

このため、各府省が行う3月分以降の統計調査結果の公表に資するよう、大震災後の集計・公表を行う上で必要と思われる事項を以下に掲げる形で明らかにさせていただきました。これらの事項に沿って、各府省の実施する統計調査結果の集計・公表が、国民の皆様に分かりやすい形で適切に行われることを期待しております。

なお、統計調査結果は今後の復興のために重要な基礎資料ともなるものですので、国民の皆様におかれても、統計調査へのご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

### 1. 情報開示

東日本大震災により、調査対象、調査方法、調査時期、集計事項及び集計方法等に特別の取扱いを行っている場合は、その内容を結果の公表に併せて明示すること。

また、公表期日を変更する場合は、事前にその旨を公表すること。

### 2. 被災地データの取扱い等

上記事項の公表に当たっては、以下の事項について特に留意すること。

- 被災地を調査対象地域から除外したり、調査票の回収ができなかった地域がある場合、当該地域のデータの集計上の取扱い(全国値に復元する方法等を含む。)の可能な限りの具体的な明示
- 上記集計上の取扱いが集計値に及ぼす影響の定量的な目安等の可能な範囲での明示
- 暫定的な集計結果を公表する場合は、暫定的な集計結果である旨及び今後の確報値等の公表スケジュール等の明示

### 3. 記録の保存

東日本大震災への対応状況は可能な限り記録し保存すること。

東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について

平成 23 年 4 月 15 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1. 政府全体としての情報共有

東日本大震災（以下「本震災」という。）により、多くの統計調査が多大な影響を受けている。しかしながら統計調査は、調査対象、調査方法、調査事項、調査周期等がそれぞれの調査に応じて千差万別であり、例えば、調査が実施できなくなった地域の推計方法を一律・包括的に定めることは不適當である。

一方で、政府全体としては、本震災に係る個々の統計の影響を最小限とするために、それぞれの統計調査における対応状況の情報交換を密にして、類似する統計調査の先行事例を参考として対応していくことが望ましいと考えられる。したがって、各府省は、統計調査における本震災への対応について相互の情報交換を心がけるとともに、総務省は、これらの情報交換を円滑に行えるようにする環境整備や自らの対応についての発信を行うことが必要と考えている。

なお、稼働状態にある各種統計調査の当面の対応については、被災地の住民感情や調査組織における業務体制を踏まえ、無理のない範囲で統計調査を実施し、状況を踏まえて通常の業務を回復させることが一般的な対応であるとする。

2. 本震災を踏まえた特別の対応に関する情報の明示

- (1) 統計調査は、国内外に大きな影響を与え、国際的に注目を集めるものもいくつか存在している。また、統計調査は、本震災後の日本の姿を把握する手段であり、これまで未経験の広大な地域に対する復興政策立案などの局面において、データに基づく適正な判断が一層求められることが想定されることから、その重要性は一層高まるものと考えられる。

一方で、本震災により統計調査が通常とは異なる特別の対応を取らざるを得ないことも事実であり、したがって、特別の対応が取られている統計を正しく理解し、適正に利用してもらうためには、調査結果の公表の際に、特別の対応の具体的内容の情報を提供することが必要であると考える。

- (2) また、統計調査の一時的な中止等による公表の中止や特別処理の検討のための公表期日の延期などを行う場合は、統計の公表を待ち受けている利用者があることを想定すれば、本来の公表期日以前に変更を行う措置等について可能な限り早期に周知することが求められる。しかしながら、行政機関は、可能な限り本来の公表期日を守るための努力をギリギリまで行うことも勘案し、公表期日の変更を行う措置についての情報は、可能な限り本来設定していた公表期日の 1 週間前までに周知することが適当であると考える。

さらに、公表期日を変更した場合、又は変更しない場合の双方において、調査や集計において非常時の対応の影響があるとの前提で公表を行う必要があることから、可能な限り確実に統計を公表する公表期日の 1 週間前までに、確実に公表を行う公表期日（延期等により公表期日を明示していない場合）、本震災に伴う特別の対応の有無、などの情報を各府省ホームページに掲載するとともに、「東日本大震災の影響による〇〇省〇〇調査結果の公表・集計の取扱いについて」等として e Stat の「各府省からのお知らせ」に掲載することが適当であると考える。

### 3. 周知事項（調査結果と併せて公表する事項）

本震災における特別の対応の具体的内容として以下の事項について周知することが想定される。

- ア) 調査対象から被災地域を除外する等の特別措置（調査対象の範囲の変更）
- イ) 調査対象数等の特別措置（報告を求める者の変更）
- ウ) 調査期日又は調査期間の特別措置（報告を求める基準となる期日又は期間の変更）
- エ) 調査方法の特別措置（報告を求めるために用いる方法の変更）
- オ) 集計事項及び集計方法の特別措置

（一部集計表の未作成、除外した地域を推計して全国結果を算出等）

集計方法の変更は、例えば、被災地域を調査対象から除外したことや被災地域における回収率の著しい低下等により、被災地以外の全国の平均や伸び率等の結果を使用して、これを災害地域の平均や伸び率等の推計値とし、それを元に全国の推計を行う、②被災地域を除く全国の結果とするなど、集計における特別措置の概要を公表することを想定している。

- カ) 公表した結果の位置付けの特別措置

本来は確報値のみの公表を行うところ、一部統計表について速報値を公表し、後に確報値を公表することに変更する場合などは、その内容を公表することを想定している。

### 4. 記録の保存

各府省における本震災への対応状況は可能な限り記録し保存することが必要であると考える。

### 5. その他の留意事項

上記の他、可能な範囲で以下の情報を提供することが望ましい。

- (1) 全国の結果から一部地域を除外した場合、一定の過去の期間について同様の地域を除外した結果（遡及情報の提供）
- (2) 一部地域の結果を何らかの情報で推計を行った場合、当該推計を行った時に想定される影響  
（例えば、災害発生前の情報で当てはめた場合の結果の差異等）
- (3) 回収率が著しく低下した地域がある場合、当該地域の回収率の変化

資料 20 東日本大震災に伴う基幹統計調査における特別の措置の実施状況（類型別）

（平成24年 3月31日現在）

| 区分<br>類型                                     | 基幹統計調査名<br>(府省名)      | 調査対象<br>(調査周期)        | 措置のポイント                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象<br>地域の除<br>外(一部地<br>域におけ<br>る調査の<br>中止) | 労働力調査(総務省)            | 世帯、個人<br>(月)          | ▶平成23年3月分及び4月分については、岩手県、宮城県及び福島県を調査対象から除外。岩手県、宮城県においては5月分から、また福島県においては8月分から可能な範囲で調査を再開。                                                  |
|                                              | 小売物価統計調査(総務省)         | 事業所及び<br>世帯(月、旬<br>別) | ▶岩手県、福島県及び茨城県においては平成23年4月上旬調査から、また宮城県においては4月中旬調査から調査を再開。                                                                                 |
|                                              | 個人企業経済調査(総務省)         | 企業(四半<br>期、年)         | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年1～3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4～6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、一部の市を除き7～9月期から調査を再開。                              |
|                                              | 社会生活基本調査(総務省)         | 世帯(5年)                | ▶平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除いて、調査を実施。                                                                                                |
|                                              | 経済センサス活動調査(総務省、経済産業省) | 事業所及び<br>企業(5年)       | ▶調査対象の地域的範囲から、福島第一原発事故に係る警戒区域及び計画的避難区域を除外。                                                                                               |
|                                              | 学校保健統計調査(文部科学省)       | 学校(年)                 | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、作成の基となる健康診断の実施が困難であることから、平成23年度調査については実施しないこととし、その旨の通知を県知事宛に発出。                                                   |
|                                              | 毎月勤労統計調査(厚生労働省)       | 事業所(月、<br>年)          | ▶当面の間、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域における調査を中止。                                                                                                    |
|                                              | 国民生活基礎調査(厚生労働省)       | 個人、世帯<br>(年、3年)       | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、調査を実施しない旨を決定し、当該県へ連絡済み。                                                                                           |
|                                              | 患者調査(厚生労働省)           | 事業所(3<br>年)           | ▶宮城県の一部地域及び福島県の全域を除外して調査を実施。                                                                                                             |
| 調査対象・項目の<br>限定(一部<br>除外・中<br>止)              | 学校基本調査(文部科学省)         | 学校、教育委<br>員会(年)       | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)の初等中等教育機関においては、「学校施設調査」を中止。                                                                                             |
|                                              | 社会教育調査(文部科学省)         | 事業所(3<br>年)           | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年度調査について民間体育施設を調査対象外とし、また調査項目について現状の把握が容易であるものに限定することとし、その旨の通知を県教育長宛に発出。なお、調査を行わなかった項目については、平成24年度に補完調査を行う予定。 |
|                                              | 毎月勤労統計調査(厚生労働省)       | 事業所(月、<br>年)          | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年3月～4月分(宮城県は3月～5月分)の全国調査のうち調査員調査部分及び地方調査について、知事の判断により中止。                                                      |
| 調査対象・項目の<br>限定(一部<br>除外・中<br>止)              | 医療施設調査(厚生労働省)         | 事業所(月、<br>3年)         | ▶静態調査では、宮城県における一部地域の病院及び診療所については調査項目を限定して実施。福島県の病院については調査項目を限定するとともに県が電話で聞き取りを行い記入する方法に変更しての実施。また、診療所については調査対象から除外して調査を実施。               |

| 区分<br>類型                              | 基幹統計調査名<br>(府省名)             | 調査対象<br>(調査周期)  | 措置のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------|------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査実施<br>時期・調査<br>票提出期<br>限等の延<br>期    | 法人企業統計調査(財務省)                | 企業(四半<br>期、半年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢四半期別調査(平成23年1月～3月期分)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで延期。</li> <li>➢年次別調査については、金融庁が震災による場合の有価証券報告書の提出期限を延長したことを受け、関係省令等の整備を行い、震災による場合の下期調査の調査票提出期限を9月末に延期。</li> </ul>                                                                                                                                              |
|                                       | 学校基本調査(文<br>部科学省)            | 学校、教育委<br>員会(年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)の初等中等教育機関においては、「学校調査」、「学校通信教育調査」、「不就学学齢児童生徒調査」及び「卒業後の状況調査」の回答期限を10月まで延期。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                       | 賃金構造基本統<br>計調査(厚生労働<br>省)    | 事業所(年)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)については、各労働局長から厚生労働省への提出期限を9月12日まで延期(通常は8月20日)。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                       | 経済産業省企業<br>活動基本調査(経<br>済産業省) | 企業(年)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢災害救助法の適用市町村に本社がある企業については、発送を1か月遅らせ、調査票を送付してもよいか個別に確認をした上で、調査票を送付。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 集計・推計<br>の方法や、<br>公表時<br>期・期日等<br>の変更 | 国勢調査(総務<br>省)                | 世帯(5年)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施し、統計局HPに掲載する(平成23年5月31日、6月2日、6月24日、7月12日)とともに、当該地方公共団体に提供。</li> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、人口等基本集計結果を前倒しして平成23年7月27日に公表。</li> </ul>                                                                                                                                         |
|                                       | 経済センサス基<br>礎調査(総務省)          | 事業所、企業<br>(5年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)について、調査区及び町丁・大字別集計結果を前倒しして平成23年6月15日に公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                       | 労働力調査(総務<br>省)               | 個人、世帯<br>(月)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢調査結果については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除外した全国集計結果のほか、同様の措置を講じた平成21年1月分までの遡及集計結果を公表。</li> <li>➢なお、除外した3県に係る補完推計等の措置については、今後検討予定。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                               |
|                                       | 家計調査(総務<br>省)                | 世帯(月)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢平成23年3月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施し、調査票の収集が困難な場合は集計から除外する方針を公表(4/21)。</li> <li>➢平成23年3月分以降の調査結果については、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表。</li> <li>➢平成23年3月分について、一部の地域で調査票が追加で回収できたことに伴い、6月分公表と同時に遡及改定(7/29)。</li> <li>➢平成24年1月調査より調査の実施が困難になっていた岩手県大槌町から同県遠野市に調査市町村を変更、これにより回収不能地域はなくなり、通常どおりの調査・集計・公表となった(3/2)。</li> </ul> |

| 区分<br>類 型                                      | 基幹統計調査名<br>(府省名)    | 調査対象<br>(調査周期)        | 措置のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集計・推計<br>の方法や、<br>公表時<br>期・期日等<br>の変更(つ<br>づき) | 小売物価統計調<br>査(総務省)   | 事業所及び<br>世帯(月、旬<br>別) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢全国平成23年3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章し、調査精度を維持しつつ公表。</li> <li>➢全国平成23年4月分調査については、平成23年5月27日に通常どおり公表。</li> <li>➢全国平成23年4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。</li> </ul>       |
|                                                | 個人企業統計調<br>査(総務省)   | 企業(四半<br>期、年)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年1～3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4～6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、1～3月期動向編(5/26公表)、4～6月期動向編(8/25公表)及び平成22年構造編(7/12公表)について、全国結果への影響が軽微なことから、3県を除く全国の結果として公表。</li> </ul>                                                                              |
|                                                | 法人企業統計調<br>査(財務省)   | 企業等(四半<br>期、半年)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢四半期別調査(平成23年1月～3月期分)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで見合わせることで、これらについては全国平均値を基に補完したうえで集計した計数を速報値として6月2日に公表。その後、関係省令等の整備を行い6月末までに提出された調査票を追加の上、再集計し、7月29日に確報値として公表。(昨年は1～3月分を平成22年6月3日公表)</li> <li>➢年次別調査については、下期調査の公表時期を10月31日とした。</li> </ul> |
|                                                | 毎月勤労統計調<br>査(厚生労働省) | 事業所(月、<br>年)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、知事の判断により平成23年3～4月分(宮城県は平成23年3～5月分)について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分と地方調査を中止。</li> <li>➢上記対応状況や集計結果への影響等を公表。</li> </ul>                                                                                                                                    |
|                                                | 人口動態調査(厚<br>生労働省)   | 地方公共団<br>体(月)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢速報と月報(概数)では、各月の速報集計までに収集できなかった調査票の枚数は含まない。収集できなかった調査票については、収集できた時点の月分の速報数値に含めて公表。なお、本年9月に公表を予定している平成23年人口動態統計年報(確定数)において、発生月別の集計を行う予定。</li> <li>➢また、調査票の収集状況を踏まえつつ、震災に関連する特別集計の可能性についても検討中。</li> </ul>                                                                  |
|                                                | 農業経営統計調<br>査(農林水産省) | 世帯等(年)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢平成22年の調査結果のうち、一部の統計については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)における一部回収困難な客体を除外して推計し、公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |

| 区分<br>類 型                                      | 基幹統計調査名<br>(府省名)                    | 調査対象<br>(調査周期)         | 措置のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集計・推計<br>の方法や、<br>公表時<br>期・期日等<br>の変更(つ<br>づき) | 作物統計調査(農<br>林水産省)                   | 世帯(年)                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢果樹調査(平成22年産りんご収穫量等)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除外して全国値を推計し、公表(5/20)。</li> <li>➢3県の取りまとめが可能となったため、3県を含めて全国値を再集計し、第2報を公表(7/20)。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |
|                                                | 木材統計調査(農<br>林水産省)                   | 事業所(月、<br>年)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢製材月別調査については、2月分以降、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除いて公表していたが、7月分から当該3県を含めた調査・公表を再開(8/25公表)。</li> <li>➢合単板月別調査については、2月分以降、2県(岩手県及び宮城県)を除いて公表していたが、10月以降は宮城県分が取りまとめ可能となっていたため、岩手県分を除いて公表。取りまとめが可能となった月から、岩手県を含め調査・公表を行う予定。</li> <li>➢また、一部の県を除外して行った集計の公表に当たっては、一部の県を除外した数値であることを注記するとともに、前月値と前年同月値については、当該県を除いた数値を参考値として併記。</li> <li>➢欠落データを補完する可能性については、復興状況を見極めて判断。</li> </ul> |
|                                                | 海面漁業生産統<br>計調査(農林水産<br>省)           | 世帯、事業所<br>等(四半期、<br>年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢当初公表予定時期に、岩手県、宮城県及び福島県を除いて公表(5/9)。</li> <li>➢宮城県、福島県を含めた第2報を公表(6/24)。岩手県を含めた全国の結果を公表(11/10)。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                                | 牛乳乳製品統計<br>調査(農林水産<br>省)            | 事業所(月、<br>年)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢2月、3月分については、震災による報告の遅れ等により、公表を延期(2月分(3月末公表予定)は4月20日、3月分(4月末公表予定)は5月9日公表済み)。なお、公表の遅延・公表予定については事前に公表。</li> <li>➢4月分(5月末公表予定)以降は、通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |
|                                                | 経済産業省生産<br>動態統計調査(経<br>済産業省)        | 事業所、企業<br>(月)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集。同情報を被災県にも提供。</li> <li>➢4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |
|                                                | 経済産業省特定<br>業種石油等消費<br>統計(経済産業<br>省) | 事業所(月、<br>年)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地で調査票の提出ができなかった事業所は、生産動態統計調査で実施したヒアリングを基に推計。</li> <li>➢4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                | 商業動態統計(経<br>済産業省)                   | 事業所、企業<br>(月)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補完。</li> <li>➢4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                                | 石油製品需給動<br>態統計(経済産業<br>省)           | 事業所(月)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集。</li> <li>➢4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                        |

| 区分<br>類 型                                      | 基幹統計調査名<br>(府省名)              | 調査対象<br>(調査周期)        | 措置のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集計・推計<br>の方法や、<br>公表時<br>期・期日等<br>の変更(つ<br>づき) | ガス事業生産動<br>態統計調査(経済<br>産業省)   | 事業所(月、<br>四半期)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 3～5月分調査については、被災地域の調査客体に督促を行わなかったため、未回収の事業者分を除いた全国の結果を公表。</li> <li>➢ 6月分以降については、全調査客体について回収を行い、通常どおり公表。あわせて、3～5月分についても遡及して回収し、補正版を公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                 |
|                                                | 建設工事受注動<br>態統計調査(国土<br>交通省)   | 企業(月、年)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2月分調査票の取集が遅延したため、速報の公表は中止、確報は予定どおりに公表(4/11)。</li> <li>➢ 4月分の公表については、宮城県分の取りまとめが遅延したため、同県分を含まない推計値を公表(6/10)。</li> <li>5月分の公表時に宮城県分を含んだ4月分の再集計値を公表(7/11)。</li> <li>➢ 今後は、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。</li> </ul>                                                                                                                              |
| その他(参<br>考値の公<br>表等)                           | 国勢調査(総務<br>省)                 | 世帯(5年)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施し、統計局HPに掲載する(平成23年5月31日、6月2日、6月24日、7月12日)とともに、当該地方公共団体に提供。</li> <li>➢ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、人口等基本集計結果を前倒しして平成23年7月27日に公表。</li> <li>➢ 平成22年調査結果を活用し、浸水地域の人口・世帯数の統計地図を公表(平成23年4月25日)。</li> </ul>                                                                                 |
|                                                | 小売物価統計調<br>査(総務省)             | 事業所及び<br>世帯(月、旬<br>別) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 全国平成23年3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章。</li> <li>➢ 全国平成23年4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。</li> </ul>                                                                                                                                            |
|                                                | 科学技術研究調<br>査(総務省)             | 企業等(年)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)における調査対象事業所等に対しては、調査票配布時に、電話等により調査実施の可否等を確認。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                                                | 経済センサス基<br>礎調査(総務省)           | 事業所、企業<br>(5年)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)について、調査区及び町丁・大字別集計結果を前倒しして平成23年6月15日に公表。東日本太平洋岸地域等(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)に係る特別集計として、以下を総務省統計局ホームページに掲載。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村別産業(大分類・小分類)別事業所数及び従業者数について平成23年5月11日に掲載(6月3日確報集計に基づき更新)。</li> <li>・市区町村別産業(大分類)別事業所数及び従業者数 浸水調査区について平成23年5月11日に掲載(6月15日調査区別集計に基づき更新)。</li> </ul> </li> </ul> |
|                                                | 経済センサス活<br>動調査(総務省、<br>経済産業省) | 事業所及び<br>企業(5年)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 調査員調査を予定していた単独事業所及び新設事業所のうち、震災に伴う津波等で甚大な被害を受け、調査員調査の実施体制を確保できない岩手県、宮城県及び福島県の一部市町村について、国による郵送調査に変更。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                   |

| 区分<br>類 型            | 基幹統計調査名<br>(府省名)  | 調査対象<br>(調査周期) | 措置のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------|-------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他(参考値の公表等)(つづき)    | 毎月勤労統計調査(厚生労働省)   | 事業所(月、年)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤特別集計(3県(岩手県、宮城県及び福島県)における労働者の増減状況別事業所割合(5/2、5/18等)、東日本と北海道・中部・西日本の2区分における地域別集計(5/31、6/17等))を公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |
|                      | 木材統計調査(農林水産省)     | 事業所(月、年)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤製材月別調査については、2月分以降、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除いて公表していたが、7月分から当該3県を含めた調査・公表を再開(8/25公表)。</li> <li>➤合単板月別調査については、2月分以降、2県(岩手県及び宮城県)を除いて公表していたが、10月以降は宮城県が取りまとめ可能となったため、岩手県を除いて公表。取りまとめが可能となった月から、岩手県を含め調査・公表を行う予定。</li> <li>➤また、一部の県を除外して行った集計の公表に当たっては、一部の県を除外した数値であることを注記するとともに、前月値と前年同月値については、当該県を除いた数値を参考値として併記。</li> </ul> |
|                      | 商業動態統計(経済産業省)     | 事業所、企業(月)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補完。</li> <li>➤今後も、被災県を除外せず通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                              |
|                      | 自動車輸送統計調査(国土交通省)  | 自動車(月)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
|                      | 港湾調査(国土交通省)       | 事業所(月、年)       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                      | 内航船舶輸送統計調査(国土交通省) | 事業所(月、年)       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                      | 造船造機統計調査(国土交通省)   | 事業所(月、四半期)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
| 鉄道車両等生産動態統計調査(国土交通省) | 事業所(月、四半期)        |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

資料21 東日本大震災の被災状況の把握・復興に向けた統計情報の提供実績

(平成24年3月31日現在)

| 府省名   | 情報提供内容                                              | 集計地域                    | 調査名             | 公表年月日<br>(HPアドレス)                                                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------|-------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務省   | 津波による浸水範囲に関する基本単位区(調査区)別人口、世帯数                      | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 平成22年国勢調査       | H23.4.25<br>( <a href="http://www.stat.go.jp/info/shinsai/index.htm#kekka">http://www.stat.go.jp/info/shinsai/index.htm#kekka</a> )             |
|       | 小地域別(町丁・字等別)人口、就業者数                                 | 岩手県、宮城県、福島県             | 平成22年国勢調査       | H23.7.12 (同上)                                                                                                                                   |
|       | 市区町村(全域及び浸水による被災地域)別、産業(大分類)別事業所数、従業者数              | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 平成21年経済センサス     | H23.6.3<br>(同上)                                                                                                                                 |
|       | 東日本太平洋岸地域のデータ及び被災関係データ                              | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 注1              | H24.3.29<br>(同上)                                                                                                                                |
|       | 住民基本台帳に基づく人口移動における影響                                | 岩手県、宮城県、福島県及び全国         | 住民基本台帳人口移動報告    | H24.3.26<br>(同上)                                                                                                                                |
| 農林水産省 | 東日本大震災における津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積(県別及び市町村別)       | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県     | 注2              | 平成23年3月29日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai.pdf">http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai.pdf</a>           |
|       | 東日本大震災に伴う被災5県における市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数 | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県     | 2008年漁業センサス     | 平成23年5月11日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gyo.pdf">http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gyo.pdf</a>   |
|       | 東日本大震災に伴う被災4県の農業産出額                                 | 岩手県、宮城県、福島県、茨城県         | 生産農業所得統計(平成21年) | 平成23年5月12日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gaku.pdf">http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gaku.pdf</a> |

|  |                                                                       |                                                 |                    |                                                                                                                                                                   |
|--|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 東日本大震災に伴う被災7道県における漁業地区別漁業経営体数、漁業就業者数、養殖種類別経営体数と養殖面積、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数等 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県                     | 2008年漁業センサス        | 平成23年8月12日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/saigai.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/saigai.html</a>                     |
|  | 東日本大震災に伴う被災6県における津波被災市町村及び津波被災農業集落の主要データ                              | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県                         | 2010年世界農林業センサス     | 平成23年8月22日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai.html</a>                   |
|  | 東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況（平成23年7月11日現在）                                | 東日本の沿岸部等の市町村（福島県を除く）                            | 2010年世界農林業センサス（注3） | 平成23年9月22日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai2.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai2.html</a>                 |
|  | 東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況（平成23年7月11日現在）                                | 東日本の沿岸部の市町村（福島県を除く）                             | 2008年漁業センサス（注4）    | 平成23年9月22日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/jyokyo.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/jyokyo.html</a>                     |
|  | 東日本大震災と農林水産業基礎統計データ（図説）                                               |                                                 | 注5                 | 平成24年10月21日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/joho/zusetu/zusetu.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/joho/zusetu/zusetu.html</a>                          |
|  | 東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積（平成24年3月11日現在）                                    | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、山形県、群馬県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県 | 注6                 | 平成24年4月20日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_nouchi_240311.pdf">http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_nouchi_240311.pdf</a> |
|  | 東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況（平成24年3月11日現在）                                | 東日本の沿岸部等の市町村                                    | 2010年世界農林業センサス（注3） | 平成24年4月12日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_nouchi_240311.pdf">http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_nouchi_240311.pdf</a> |

|       |                                                                               |                                     |                                                  |                                                                                                                                  |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 現在)                                                                           |                                     |                                                  | <p>. jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai3.html</p> <p>平成24年4月12日<br/>http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/jyokyo3.html</p> |
|       | 東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況（平成24年3月11日現在）                                        | 東日本の沿岸部の市町村                         | 2008年漁業センサス（注4）                                  | <p>平成24年3月30日<br/>（ http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h24/h4a1202eeu.pdf ）</p>                         |
| 経済産業省 | <p>震災に係る地域別鉱工業指数（平成24年2月分速報）の試算値</p> <p>*平成23年8月から毎月の鉱工業指数速報公表に合わせて提供を継続中</p> | 被災地域、被災地域以外                         | 経済産業省生産動態統計調査、鉱工業生産指数                            | <p>平成24年3月14日<br/>（http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h24/h4a1201tnm.pdf ）</p>                          |
|       | 津波浸水地域に所在する鉱工業事業所（59事業所）の生産額試算値（前年同月比）                                        | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6件の沿岸部62市町村 | 経済産業省生産動態統計調査                                    | <p>平成23年12月8日<br/>（http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h24/h4a1201tnm.pdf ）</p>                          |
|       | 被災地域に所在する港からの輸出状況                                                             | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県                 | 貿易統計（財務省）、鉱工業生産指数                                | <p>平成23年9月7日<br/>（http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h23/h4a112j2.pdf ）</p>                             |
|       | 震災後の個人消費の動向                                                                   | 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄         | 家計調査（総務省）、消費者物価指数（総務省）、消費動向調査（内閣府）、商業動態統計調査、特定サー |                                                                                                                                  |

|  |                                                                     |                               |                |                                                                                              |                             |
|--|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|  |                                                                     |                               |                |                                                                                              | eki/pdf/h23/h4a1109j2.pdf ) |
|  | 震災による被災地域の製造業・商業の経済規模<br>(事業所数、従業者数、販売額、等)                          | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県   | 工業統計、商業統計      | 平成23年8月24日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_1_keizaikibo.pdf )          |                             |
|  | 震災に係る津波の浸水地域に立地する製造業の事業所<br>(事業所数、従業者数、販売額、等)                       | 岩手県、宮城県、福島県                   | 工業統計           | 平成23年8月24日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_2_sinsuichiki_kogyo.pdf )   |                             |
|  | 福島第一原発周辺の警戒地域、計画的避難区域、緊急時避難区域に立地する製造事業所及び商業事業所<br>(事業所数、従業者数、販売額、等) | 福島第一原発周辺の警戒地域、計画的避難区域、緊急時避難区域 | 工業統計、商業統計      | 平成23年8月24日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_3_hinanciki_kogyo.pdf )     |                             |
|  | 震災による大型小売店、コンビニエンスストアへの影響 (全国、東北)                                   | 全国、東北地方                       | 商業動態統計調査       | 平成23年11月14日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2sk_topic2309.pdf ) |                             |
|  | 震災による広告業への影響                                                        | 全国                            | 特定サービス産業動態統計調査 | 平成23年12月8日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/adve                          |                             |

|                       |             |                |                                                                                              |                |
|-----------------------|-------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|                       |             |                |                                                                                              | rtisement.pdf) |
| 震災による物品賃貸（レンタル）への影響   | 全国          | 特定サービス産業動態統計調査 | 平成23年12月8日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/rental.pdf)                   |                |
| 震災による遊園地・テーマパークへの影響   | 東日本・西日本     | 特定サービス産業動態統計調査 | 平成23年12月8日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/themepark.pdf)                |                |
| 海外現地法人の動向（震災前とその後）の比較 | 海外（海外の現地法人） | 海外現地法人四半期調査    | 平成23年9月26日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/genntihou/result-1/h23/pdf/h2c311aj.pdf) |                |

注1) 総務省で整備する「社会・人口統計体系（統計でみる都道府県・市区町村）」と消防庁等の関係機関において公表されている被災状況等のデータを整理したデータ集を作成。  
注2) 人工衛星画像を基に、東北地方太平洋沖地震の浸水範囲概況図（国土地理院）等の資料を活用しながら目視判断により、農地が流失又は冠水したと思われる農地を推定して求積。

注3) 農林水産省地方支分部局の職員が、関係者からの情報収集結果を基に2010年世界農林業センサス結果に乗じて集計。

注4) 農林水産省地方支分部局の職員が、関係者からの情報収集結果を基に2008年漁業センサス結果に乗じて集計。

注5) 被災県の主要な農林水産統計データを集約するとともに、地震・津波の規模・被害状況、農林水産業被害の規模、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響、農業・漁業経営体の被災・経営再開状況なども含め、東日本震災に関して農林水産業の状況を概括。

注6) 農林水産省地方支分部局の職員が、平成24年3月11日時点における被災農地の復旧完了面積を関係機関からの情報収集を基に現地確認して把握。

注7) 上記の統計情報を用いた情報提供以外にも各府省は行政記録を用いて、被災状況の把握等についての情報提供を行っている。

資料22 平成23年東北地方太平洋沖地震の被害状況 (平成24年5月9日現在)

| 災害種別 | 人的被害(人) |       |     |      | 建物被害(戸) |        |     |       |       |        |        |      |       |      | その他(箇所) |      |      |     |  |
|------|---------|-------|-----|------|---------|--------|-----|-------|-------|--------|--------|------|-------|------|---------|------|------|-----|--|
|      | 死者      | 行方不明者 | 重傷者 | 軽傷者  | 全壊      | 半壊     | 流失  | 全焼    | 半焼    | 床上浸水   | 床下浸水   | 一部損壊 | 非住家被害 | 道路損壊 | 橋梁被害    | 山崖崩れ | 堤防決壊 | 鉄軌道 |  |
| 北海道  | 1       |       |     | 3    | 3       | 4      |     |       |       | 329    | 545    | 7    | 469   |      |         |      |      |     |  |
| 青森   | 3       | 1     | 24  | 85   | 306     | 701    |     |       |       |        |        | 835  | 1362  | 2    |         |      |      |     |  |
| 岩手   | 4671    | 1222  | *   | 200  | 20189   | 4688   | 15  | 1761  | 323   | 323    | 4776   | 30   | 4     | 6    |         |      |      |     |  |
| 宮城   | 9516    | 1581  | *   | 4136 | 84940   | 147613 | 135 | 15474 | 12852 | 217875 | 33607  | 390  | 29    | 51   |         |      |      |     |  |
| 秋田   |         |       | 4   | 8    | 12      |        |     |       |       |        | 3      | 3    | 9     |      |         |      | 45   | 26  |  |
| 山形   | 2       |       | 8   | 21   | 29      | 80     |     |       |       |        |        | 21   |       |      |         | 29   |      |     |  |
| 福島   | 1605    | 214   | 20  | 162  | 20573   | 67926  | 77  | 3     | 1054  | 339    | 155139 | 1116 | 3     | 9    |         |      |      |     |  |
| 茨城   | 24      | 1     | 33  | 676  | 2728    | 24393  | 31  | 1772  | 771   | 182224 | 16314  | 307  | 41    |      |         |      |      |     |  |
| 栃木   | 4       |       | 7   | 127  | 134     | 2098   |     |       |       |        | 70252  | 295  | 257   | 40   |         |      |      | 2   |  |
| 群馬   | 1       |       | 13  | 25   | 38      | 7      |     |       |       |        | 17246  |      | 36    | 9    |         |      |      |     |  |
| 埼玉   |         |       | 6   | 36   | 42      | 194    | 1   | 1     | 1     | 1800   | 33     | 160  |       |      |         |      |      |     |  |
| 千葉   | 20      | 2     | 25  | 226  | 798     | 9885   | 15  | 157   | 725   | 51439  | 660    | 2343 |       | 55   |         |      |      | 1   |  |
| 東京   | 7       |       | 14  | 76   | 90      | 11     | 3   |       |       |        | 257    | 20   | 13    | 3    |         |      |      |     |  |
| 神奈川  | 4       |       | 17  | 117  | 134     | 39     |     |       |       |        | 445    | 13   | 162   | 1    | 3       |      |      |     |  |
| 新潟   |         |       |     | 3    | 3       |        |     |       |       |        | 17     | 9    |       |      |         |      |      |     |  |
| 山梨   |         |       |     | 2    | 2       |        |     |       |       |        | 4      |      |       |      |         |      |      |     |  |
| 長野   |         |       |     | 1    | 1       |        |     |       |       |        |        |      |       |      |         |      |      |     |  |
| 岐阜   |         |       |     |      |         |        |     |       |       |        |        |      |       |      |         |      |      |     |  |
| 静岡   |         |       | 1   | 2    | 3       |        |     |       |       | 5      | 13     | 9    |       |      |         |      |      |     |  |
| 三重   |         |       |     | 1    | 1       |        |     |       | 2     |        | 9      |      |       |      |         |      |      |     |  |
| 近畿   |         |       |     |      |         |        |     |       | 2     |        | 9      |      |       |      |         |      |      |     |  |
| 徳島   |         |       |     |      |         |        |     |       | 2     | 9      |        |      |       |      |         |      |      |     |  |
| 四国   |         |       |     |      |         |        |     |       | 2     | 8      |        |      |       |      |         |      |      |     |  |
| 高知   |         |       |     | 1    | 1       |        |     |       | 2     | 8      |        |      |       |      |         |      |      |     |  |
| 合計   | 15858   | 3021  |     | 6080 | 129855  | 257739 | 281 | 20553 | 15578 | 705773 | 58695  | 3918 | 78    | 205  | 45      | 29   |      |     |  |

※ 警察庁緊急災害警備本部の公表資料に基づいて作成。  
 ※ 未確認情報を含む。  
 ※ 以下の表に掲げる地震による被害を含む。

| 発生日    | 震源     |
|--------|--------|
| 平成23年  |        |
| 4月7日   | 宮城県沖   |
| 4月11日  | 福島県浜通り |
| 4月12日  | 福島県浜通り |
| 5月22日  | 千葉県北東部 |
| 7月25日  | 福島県沖   |
| 7月31日  | 福島県沖   |
| 8月12日  | 福島県沖   |
| 8月19日  | 福島県沖   |
| 9月10日  | 茨城県北部  |
| 10月10日 | 福島県沖   |
| 11月20日 | 茨城県北部  |
| 平成24年  |        |
| 2月19日  | 茨城県北部  |
| 3月1日   | 茨城県沖   |